

# 県立特別支援学校の教育としての医療的ケア

## 県教育庁教育振興部特別支援教育課

### 1 医療的ケアの歴史を振り返って

平成16年10月に文部科学省より「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」の通知後、平成17年には看護師が配置され、特別支援学校での医療的ケアが始まった。平成23年には更に、文部科学省より「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」の通知が出され、一定の研修を修了した教員等が5つの特定行為が実施できるなど、体制が整備された。

#### 5つの特定行為

1. 口腔内の喀痰吸引
2. 鼻腔内の喀痰吸引
3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引
4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
5. 経鼻経管栄養



特別支援学校での医療的ケアが始まって15年が経過し、県内の学校において医療的ケアが必要な児童生徒数が平成17年度の74名から、令和2年度には220名へと増え、約3倍に増加した。また近年、医療的ケアの必要な児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、人工呼吸器等の医療的ケアを必要とする児童生徒が学校に通うようになった。様々な環境の変化を受けて、平成31年3月には、文部科学省より「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が出され、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理された。

### 2 教員と看護師の協働での医療的ケア

特別支援学校における医療的ケアは、教育課程上「自立活動」に位置付けられており、特別支援学校学習指導要領には「自立活動」の目標が次のように示されている。

#### 【自立活動の目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

一例を示すと、自分で痰を出すことが苦手な児童がいたとする。その場合、すぐに吸引を実施するのではなく、教員が体調の確認をしたり、一緒に身体を動かしたりするなど「自立活動」の「コミュニケーション」や「身体の動き」に関する内容として捉える。身体を動かしたことで、吸引を実施せずに自力で痰を出すことができたり、身体の緊張がとれて短時間で看護師の吸引が終了したりする。この自立活動の取組の結果、呼吸状態が安定し、その後の授業にも集中して取り組むことができる。この一連の流れが、「自立活動」と「医療的ケア」の関係であり、日々教員と看護師が協働で医療的ケアを実施している。

医療的ケアには、子供を中心として保護者、担任、看護師等多くの人に関わることになるため、県においては、連絡調整役として医療的ケアコーディネーターを位置付けている。各校での取組についてヒヤリハット情報等を活用しながら協議をし、情報を共有するために実施校連絡協議会を年間3回開催している。令和元年度のヒヤリハット総数は、259件となっている。内訳は、物品の破損や注入の際の注入物漏れ等の他に、人工呼吸器等機器の取扱いに関する内容も多くなっている。また年間2回医療的ケア運営会議を開催し、各校での実施状況を確認しながら、安全で確実に医療的ケアが実施できるよう体制整備に努めている。今後も医療的ケアの取組の充実を図り、安全で確実な医療的ケアの実施に努めていく。